

特別支援学校高等部学習指導要領案新旧対照表

改 訂 案	現 行
<p style="text-align: center;">第2章 各 教 科</p>	<p style="text-align: center;">第2章 各 教 科</p>
<p>第1節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校</p>	<p>第1節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校</p>
<p style="text-align: center;">第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容</p>	<p style="text-align: center;">第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容</p>
<p>各教科の目標及び各科目の目標と内容については，当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。</p>	<p>各教科の目標及び各科目の目標と内容については，当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第6款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第7款から第10款までに示すところによるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い</p>	<p style="text-align: center;">第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い</p>
<p>各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。</p>	<p>各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか，視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第6款まで，聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第7款から第10款までに示すところによるものとするが，生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。</p>
<p>1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校</p>	<p>1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校</p>
<p>(1) 生徒の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字による的確な理解と適切な表現の能力を一層養うこと。なお，点字を常用して学習する生徒に対しても，漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため，適切</p>	<p>(1) 生徒の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字による的確な理解と適切な表現の能力を一層養うこと。なお，点字を常用して学習する生徒に対しても，漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため，各教</p>

な指導が行われるようにすること。

- (2) 視覚的なイメージを伴わないと理解が困難な事柄については、言葉の意味や用法の指導等を行い、理解を促すようにすること。
- (3) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (4) 触覚教材、拡大教材、音声教材等の活用を図るとともに、生徒が視覚補助具やコンピュータ等の情報機器などの活用を通して、容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の興味・関心を生かして、積極的な言語活動を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。
- (3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (4) 補聴器等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (6) 生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるようにすること。

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

科・科目にわたって適切な指導が行われるようにすること。

- (2) 視覚的なイメージを伴わないと理解が困難な事柄については、言葉の意味や用法の指導等を行い、理解を促すようにすること。
- (3) 生徒の視覚障害の状態等によって学習上困難を伴う内容については、基本の理解を促す事項に重点を置いて指導すること。
- (4) 触覚教材、拡大教材等の活用を図るとともに、生徒がコンピュータ等の情報機器を活用して容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 生徒が空間や時間の概念を活用して学習場面の状況を的確に把握できるようにし、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の積極的な言語活動を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の言語力等に応じた読書指導を行い、適切な読書習慣の形成を図るとともに、主体的に情報を獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。
- (3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導すること。
- (4) 補聴器等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (6) 生徒の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段の適切な活用を図り、意思の相互伝達が正確かつ効率的に行われるようにすること。

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を広げて表現する意欲を高めるとともに、生徒の言語活動や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導内容を適切に精選するとともに、発展的、系統的な指導ができるようにすること。
- (3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (4) 生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (5) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の授業時数の制約や病気の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科・科目等相互の関連を図ったり、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったりして、発展的、系統的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 生徒の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

- (1) 生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導内容を適切に精選するとともに、発展的、系統的な指導ができるようにすること。
- (2) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の授業時数の制約等の状況に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、発展的、系統的な学習活動が展開できるよう各教科・科目等相互の関連を図るなどして、効果的な学習ができるようにすること。
- (2) 健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 生徒の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具の工夫やコンピュータ等の情報機器の有効な活用を図るなどして、指導の効果を高めるようにすること。
- (4) 生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにすること。

第3款 調律

第1 目標

調律に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、調律の意義と役割を理解させるとともに、音楽文化の発展に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[調律概論]

1 目標

調律、整調及び楽器の構造に関する知識を習得させ、これを調律に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 調律法, 整音法

ア 音響に関する基礎理論 イ 調律法に関する基礎理論

ウ 整音法に関する基礎理論

(2) 整調法, 楽器修理法

ア 整調法に関する基礎理論 イ 楽器構造の基礎及び楽器修理法

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、ピアノを中心に取り扱い、実習を伴う科目との関連を図ること。

イ 音響に関する基礎理論との関連に十分配慮して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のアについては、^{たて} 豎型ピアノ整調法と平型ピアノ整調法を扱うこと。イについては、^{けん} 鍵盤楽器を中心に楽器全般について扱うこと。

[調律実習]

1 目標

調律に関する知識と技術を実験的、体験的かつ総合的に習得させ、調律を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 校内実習

ア 竖型^{たて}ピアノ調律実習 イ 平型ピアノ調律実習

(2) 校外実習

ア 竖型^{たて}ピアノ調律実習 イ 平型ピアノ調律実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、ピアノ調律に関する精度だけではなく、保持力や調律に要する適正時間についても理解できるようにすること。

イ 内容の(1)については、アとイの相互の関連に留意して扱うこと。なお、アについては総合的な技術を習得できるようにし、イについては基本的な技術の習得に重点を置いて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、竖型^{たて}ピアノと平型ピアノを比較しながら、同音調律、割振調律、各音部調律、全体調律の順に、段階的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、楽器製造所等における見学や実習を通して、内容の(1)の知識と技術を総合的に習得できるように扱うこと。

[整調・修理実習]

1 目標

打弦機構の動きと整調、楽器の修理に必要な知識と技術を習得させ、楽器の整調、修理を適切に行う基礎的な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 整調実習

ア 竖型^{たて}ピアノ整調実習 イ 平型ピアノ整調実習

(2) 楽器修理

ア 部分補修 イ 分解修理

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 実践的な経験を積ませるために、校内実習のほかに、楽器製造所等における見学や実習を取り入れて指導すること。
 - イ 指導に当たっては、特に楽器の保安全管理に留意すること。
 - ウ 内容の(1)については、アとイの相互の関連に留意して扱うこと。なお、アについては総合的な技術を習得できるようにし、イについては基本的な技術の習得に重点を置いて指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、^{たて}堅型ピアノと平型ピアノを比較しながら、基本整調、総合実践整調の順に、段階的に扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、ピアノ及び身近な楽器等を構成するそれぞれの機構の関連性に重点を置いて指導すること。

[課題研究]

1 目 標

調律に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内 容

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 産業現場等における実習
- (3) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(3)までのなかから個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (3) 地域や産業界との連携を図り、就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「調律実習」及び「整調・修理実習」については、校内実習と校外実習の授業時数の配当を工夫するとともに、計画的に行い、知識と技術が総合的に習得できるようにすること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

特別支援学校高等部学習指導要領案新旧対照表

改訂案	現行
<p>第3款 保健理療</p>	<p>第4款 保健理療</p>
<p>第1 目標</p>	<p>第1 目標</p>
<p>あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、保健理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。</p>	<p>あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、保健理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。</p>
<p>第2 各科目</p>	<p>第2 各科目</p>
<p>〔医療と社会〕</p>	<p>〔医療と社会〕</p>
<p>1 目標</p>	<p>1 目標</p>
<p>医学、医療及びあん摩・マッサージ・指圧の歴史、医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに、あん摩・マッサージ・指圧に従事する者の倫理について理解させ、施術者として必要な能力と態度を育てる。</p>	<p>医学、医療及びあん摩・マッサージ・指圧の歴史、医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに、あん摩・マッサージ・指圧に従事する者の倫理について理解させ、施術者として必要な能力と態度を育てる。</p>
<p>2 内容</p>	<p>2 内容</p>
<p>(1) 医学、医療及び保健理療の歴史</p>	<p>(1) 医学、医療及び保健理療の歴史</p>
<p>ア 西洋における医学、医療 イ 日本、中国、韓国等における医学、医療</p>	<p>ア 西洋における医学、医療 イ 日本、中国等における医学、医療</p>
<p>(2) 医療制度の現状と課題</p>	<p>(2) 医療制度の現状と課題</p>
<p>ア 医学の分野 イ 医療と社会 ウ 医療従事者 エ 医療機関 オ 医療行政</p>	<p>ア 医学の分野 イ 医療と社会 ウ 医療従事者 エ 医療機関 オ 医療行政</p>
<p>(3) 保健理療の現状と課題</p>	<p>(3) 保健理療の現状と課題</p>
<p>ア 現代の東洋医学 イ 保健理療の概念 ウ 諸外国の保健理療 エ 保健理療の課題</p>	<p>ア 現代の東洋医学 イ 保健理療の概念 ウ 保健理療の課題</p>
<p>(4) あん摩・マッサージ・指圧従事者の倫理</p>	<p>(4) あん摩・マッサージ・指圧従事者の倫理</p>

ア 医療と倫理 イ 保健医療と倫理

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

ア 法令の沿革 イ 法令の主な内容

(6) 関係法規の概要

ア 医事関係法規 イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう取り扱うこと。

イ 内容の(3)及び(4)については、「地域保健医療と保健医療経営」との関連を考慮して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、現代の医療制度の現状とその当面する課題の概要を理解させること。特に、代替医療が注目されていることと保健医療の果たす役割についても理解させること。

イ 内容の(3)のアについては、あん摩・マッサージ・指圧のみならず、湯液、しんきゅう鍼灸の概要も扱うこと。

ウ 内容の(3)のウについては、あん摩・マッサージ・指圧のアジアを中心とした諸外国における現状の概要を扱うこと。

エ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進に寄与する観点から、あん摩・マッサージ・指圧従事者の心構え、倫理観、患者の権利や守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

オ 内容の(6)のアについては、「医療法」、「医師法」等の概要を、イについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」等の概要を扱うこと。

[人体の構造と機能]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互

ア 医療と倫理 イ 保健医療と倫理

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

ア 法令の沿革 イ 法令の主な内容

(6) 関係法規の概要

ア 医事関係法規 イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう取り扱うこと。

イ 内容の(3)及び(4)については、「地域保健医療と保健医療経営」との関連を考慮して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、現代の医療制度の現状とその当面する課題の概要を理解させること。

イ 内容の(3)のアについては、あん摩・マッサージ・指圧のみならず、湯液、しんきゅう鍼灸の概要も扱うこと。

ウ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進に寄与する観点から、あん摩・マッサージ・指圧従事者の心構え等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

エ 内容の(6)のアについては、医療法、医師法等の概要を扱うこと。

[人体の構造と機能]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能につい

に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 解剖学及び生理学の基礎

ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系

(2) 人体の系統別構造・機能及び生体の観察

ア 運動器系 イ 消化器系 ウ 呼吸器系

エ 泌尿・生殖器系 オ 内分泌と代謝 カ 循環器系

キ 神経系 ク 感覚器系

(3) 生体機能の協調

ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように
実験・実習を取り入れるようにすること。

イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を
高めるよう配慮すること。

ウ 内容の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱
うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、この科目の導入として、人体の構成と働き、
発生と成長の概要を扱うこと。イからエまでについては、それぞれの構造
と機能の基礎的な内容を扱うこと。

イ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧施術と関連の深いア、
カ及びキについて、基本的な事項に重点を置いて扱うこと。

[疾病の成り立ちと予防]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に必要な健康の保持増進、疾病の成り立ちと予防
に関する基礎的な知識を習得させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

て理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 解剖学及び生理学の基礎

ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系

(2) 人体の系統別構造・機能及び生体の観察

ア 運動器系 イ 消化器系 ウ 呼吸器系

エ 泌尿・生殖器系 オ 内分泌と代謝 カ 循環器系

キ 神経系 ク 感覚器系

(3) 生体機能の協調

ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように
実験・実習を取り入れるようにすること。

イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を
高めるよう配慮すること。

ウ 内容の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱
うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、この科目の導入として、人体の構成と働き、
発生と成長の概要を扱うこと。イからエまでについては、それぞれの構造
と機能を扱うが、詳細に深入りしないこと。

イ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧施術と関連の深いア、
カ及びキについて、基本的な事項に重点を置いて扱うこと。

[疾病の成り立ちと予防]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に必要な健康の保持、疾病の成り立ちと予防に関
する基礎的な知識を習得させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 衛生・公衆衛生の概要

ア 衛生・公衆衛生の意義 イ 衛生・公衆衛生の歴史

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念 イ 健康の管理 ウ 食生活と健康

(3) 生活環境と公害

ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
エ 公害

(4) 産業衛生, 精神衛生及び母子衛生

ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生

(5) 生活習慣病

ア 生活習慣病とその対策

(6) 感染症

ア 感染症とその対策

(7) 消毒

ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用

(8) 疫学

ア 疫学の意義 イ 疫学の現状

(9) 衛生統計

ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計

(10) 疾病の一般

ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状
エ 疾病の経過, 予後及び転帰

(11) 疾病の原因

ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化

(12) 各病変の概要

ア 循環障害 イ 退行性病変 ウ 進行性病変 エ 炎症
オ 腫瘍^{しゅよう} カ 免疫の異常とアレルギー

3 内容の取扱い

2 内容

(1) 衛生・公衆衛生の概要

ア 衛生・公衆衛生の意義 イ 衛生・公衆衛生の歴史

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念 イ 健康の管理 ウ 食生活と健康

(3) 生活環境と公害

ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
エ 公害

(4) 産業衛生, 精神衛生及び母子衛生

ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生

(5) 生活習慣病及び感染症対策

ア 生活習慣病対策 イ 感染症対策

(6) 消毒

ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用

(7) 疫学

ア 疫学の意義 イ 疫学の現状

(8) 衛生統計

ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計

(9) 疾病の一般

ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状
エ 疾病の経過, 予後及び転帰

(10) 疾病の原因

ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化

(11) 各病変の概要

ア 循環障害 イ 退行性病変 ウ 進行性病変 エ 炎症
オ 腫瘍^{しゅよう} カ 免疫の異常とアレルギー

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(7)については、「保健医療基礎実習」及び「保健医療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。

イ 内容の(5)及び(6)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(8)及び(9)については、具体的な事例を中心に扱うこと。

エ 内容の(10)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

[生活と疾病]

1 目標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 診察と治療の一般

ア 診察法の一般 イ 診察法の種類 ウ 検査法の概要
エ 治療法の一般 オ 治療法の種類 カ 物理療法
キ 臨床心理

(2) 主な症状の診察法

ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸^{けい}肩腕痛
オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝^{ひざ}痛 ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労 コ その他の症状

(3) 系統別疾患の概要

ア 運動器疾患 イ 神経系疾患 ウ 呼吸器疾患
エ 血液・循環器疾患 オ 消化器疾患

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(6)については、「保健医療基礎実習」及び「保健医療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。

イ 内容の(5)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(7)及び(8)については、具体的な事例を中心に扱い、詳細に深入りしないこと。

エ 内容の(9)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

[生活と疾病]

1 目標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 診察と治療の一般

ア 診察法の一般 イ 診察法の種類 ウ 検査法の概要
エ 治療法の一般 オ 治療法の種類 カ 物理療法
キ 臨床心理

(2) 主な症状の診察法

ア 頭痛 イ 肩こり、肩関節痛 ウ 頸^{けい}肩腕痛
エ 腰痛 オ 腰下肢痛 カ 膝^{ひざ}痛 キ 高血圧と低血圧
ク その他の症状

(3) 系統別疾患の概要

ア 感染症 イ 消化器疾患 ウ 呼吸器疾患
エ 泌尿・生殖器疾患 オ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症

カ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症 キ 泌尿・生殖器疾患
ク 感染症 ケ その他の疾患

(4) リハビリテーションの一般

ア リハビリテーションの概念と歴史
イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学
ウ 診察, 評価, 治療計画と記録 エ 運動学の基礎

(5) 主な疾患のリハビリテーション

ア 整形外科疾患 イ 関節リウマチ ウ 片麻痺^ひ
エ 脳性麻痺 オ 脊髄損傷^{せき}

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては, 次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては, 予防医学, 治療医学, リハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については, あん摩・マッサージ・指圧と直接かかわりの深い事項に重点を置き, 実習との関連を考慮して指導すること。ウについては, 医学的な知識として, 検査方法やデータの意味等についての概要を理解させるようにすること。オについては, 代表的な治療法の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については, 各症状の病態生理と鑑別診断の概要を扱い, あん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

ウ 内容の(3)については, 現代医学の立場から各系統別疾患の概要を扱い, それぞれの代表的な疾患の原因, 症状及び治療法の基礎的な知識を習得できるようにすること。

エ 内容の(4)については, チーム医療としてのリハビリテーションの基本的な事項について症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導すること。

オ 内容の(5)については, 地域医療や在宅ケアの実情を考慮し, 保健医療と

カ 運動器疾患 キ 血液・循環器疾患 ク 神経系疾患
ケ その他の疾患

(4) リハビリテーションの一般

ア リハビリテーションの概念と歴史
イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学
ウ 診察, 評価, 治療計画と記録 エ 運動学の基礎

(5) 主な疾患のリハビリテーション

ア 片麻痺^ひ イ 脳性麻痺^ひ ウ 脊髄損傷^{せき}
エ 慢性関節リウマチ オ 整形外科疾患

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては, 次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては, 予防医学, 治療医学, リハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については, あん摩・マッサージ・指圧と直接かかわりの深い事項に重点を置き, 実習との関連を考慮して指導すること。ウについては, 医学的な知識として, 検査方法やデータの意味等についての概要を理解させるようにすること。オについては, 代表的な治療法の概要を扱うこと。

イ 内容の(2)については, 各症状の病態生理と鑑別診断の概要を扱い, あん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

ウ 内容の(3)については, 現代医学の立場から各系統別疾患の概要を扱い, それぞれの代表的な疾患の原因, 症状及び治療法の基本的な知識を習得できるようにすること。

エ 内容の(4)については, チーム医療としてのリハビリテーションの過程を, 症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導するが, 詳細に深入りしないこと。

直接関わりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。

[基礎保健理療]

1 目標

東洋医学の概念、あん摩・マッサージ・指圧施術の意義及び治効理論について理解させ、施術を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 東洋医学の基礎

ア 東洋医学の意義と特色 イ 陰陽五行論 ウ 臟腑経絡論
エ 気血、営衛、津液 オ 病因 カ 証

(2) 東洋医学の診断と治療

ア 診断 イ 治療

(3) 経絡と経穴

ア 臟腑経絡とその流注 イ 主な経穴

(4) 経絡、経穴と現代医学

ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯

(5) あん摩・マッサージ・指圧施術の概要

ア あん摩 イ マッサージ ウ 指圧

(6) あん摩・マッサージ・指圧施術の治効理論と関連学説

ア 刺激の伝達 イ 身体組織・器官への影響
ウ 生体反応と治効メカニズム エ 関連学説

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、保健理療に対する研究的な態度を培うようにすること。

イ 内容の(1)から(4)までについては、あん摩・マッサージ・指圧施術との関連を重視して扱うこと。

ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、あん摩・マッサージ・指圧の臨床効果という観点から指導すること。また、「人体の構造

[基礎保健理療]

1 目標

東洋医学の概念、あん摩・マッサージ・指圧施術の意義及び治効理論について理解させ、施術を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 東洋医学の基礎

ア 東洋医学の意義と特色 イ 陰陽五行論 ウ 臟腑経絡論
エ 気血、営衛、津液 オ 病因 カ 証

(2) 東洋医学の診断と治療

ア 診断 イ 治療

(3) 経絡と経穴

ア 臟腑経絡とその流注 イ 主な経穴

(4) 経絡、経穴と現代医学

ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯

(5) あん摩・マッサージ・指圧施術の概要

ア あん摩 イ マッサージ ウ 指圧

(6) あん摩・マッサージ・指圧施術の治効理論と関連学説

ア 刺激の伝達 イ 身体組織・器官への影響
ウ 生体反応と治効メカニズム エ 関連学説

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、保健理療に対する研究的な態度を培うようにすること。

イ 内容の(1)から(4)までについては、あん摩・マッサージ・指圧施術との関連を重視して扱うこと。

ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、あん摩・マッサージ・指圧の臨床効果という観点から指導すること。また、「人体の構造

と機能」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。

イ 内容の(3)のイについては、あん摩・マッサージ・指圧の臨床でよく活用される経穴に重点を置いて指導すること。

ウ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床においてあん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否についても指導すること。また、諸外国における徒手による施術法の概要についても扱うこと。

エ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

[臨床保健理療]

1 目標

診察に基づいて、あん摩・マッサージ・指圧施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 臨床保健理療の基礎

ア 臨床保健理療の意義と役割 イ 施術対象者の心理と施術者の対応

(2) 東洋医学における診断、治療の原則

ア 診察 イ 施術計画 ウ 施術原則 エ 記録

(3) 健康とあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 健康観と疾病観

イ 健康の保持増進のためのあん摩・マッサージ・指圧施術

ウ 生活習慣病予防のためのあん摩・マッサージ・指圧施術

エ その他の健康療法

(4) 主な症状のあん摩・マッサージ・指圧施術

造と機能」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。

イ 内容の(3)のイについては、あん摩・マッサージ・指圧の臨床でよく活用される経穴に重点を置いて指導すること。

ウ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床においてあん摩・マッサージ・指圧施術を行うことの適否についても指導すること。また、諸外国における徒手による施術法の概要についても扱うこと。

エ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

[臨床保健理療]

1 目標

診察に基づいて、あん摩・マッサージ・指圧施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 臨床保健理療の基礎

ア 臨床保健理療の意義と役割 イ 施術対象者の心理と施術者の対応

(2) 東洋医学における診断、治療の原則

ア 診察 イ 施術計画 ウ 施術原則 エ 記録

(3) 健康とあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 健康観と疾病観

イ 健康の保持増進のためのあん摩・マッサージ・指圧施術

ウ 生活習慣病予防のためのあん摩・マッサージ・指圧施術

エ その他の健康療法

(4) 主な症状のあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸肩腕痛^{けい}
オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝痛 ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労 コ その他の症状

(5) 主な疾患のあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 筋筋膜炎^{けんしんよう}、腱鞘炎 イ 捻挫^{ねんざ}、脱臼^{きゅう}、骨折
ウ 関節リウマチ エ 片麻痺 オ その他の疾患

(6) 高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 高齢者の心身機能の特徴
イ 高齢者の主な症状に対するあん摩・マッサージ・指圧施術
ウ 要介護・要支援高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術

(7) スポーツ領域におけるあん摩・マッサージ・指圧施術

ア スポーツ障害・外傷の一般 イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
ウ 主なスポーツ障害・外傷のあん摩・マッサージ・指圧施術

(8) 産業衛生におけるあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 仕事と健康
イ 事業所内あん摩・マッサージ・指圧従事者の業務と役割
ウ 主な職業起因性症状のあん摩・マッサージ・指圧施術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。
イ 指導に当たっては、「保健医療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。
イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。
ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と

ア 頭痛 イ 肩こり、肩関節痛 ウ 頸肩腕痛^{けい}
エ 腰痛 オ 腰下肢痛 カ 膝痛 キ 高血圧と低血圧
ク その他の症状

(5) 主な疾患のあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 片麻痺^ひ イ 慢性関節リウマチ ウ 筋筋膜炎^{けんしんよう}、腱鞘炎
エ 捻挫^{ねんざ}、脱臼^{きゅう}、骨折 オ その他の疾患

(6) 高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 高齢者の心身機能の特徴
イ 高齢者の主な症状に対するあん摩・マッサージ・指圧施術
ウ 要介護高齢者に対するあん摩・マッサージ・指圧施術

(7) スポーツ領域におけるあん摩・マッサージ・指圧施術

ア スポーツ障害・外傷の一般 イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
ウ 主なスポーツ障害・外傷のあん摩・マッサージ・指圧施術

(8) 産業衛生におけるあん摩・マッサージ・指圧施術

ア 仕事と健康
イ 事業所内あん摩・マッサージ・指圧従事者の業務と役割
ウ 主な職業起因性症状のあん摩・マッサージ・指圧施術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。
イ 指導に当たっては、「保健医療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。
イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。
ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患

関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法の概要も含めて扱うこと。

エ 内容の(6)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて扱うこと。

オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

[地域保健理療と保健理療経営]

1 目標

現代社会におけるあん摩・マッサージ・指圧の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、保健理療経営の実際的な知識を習得させる。

2 内容

(1) 保健理療と社会

ア あん摩・マッサージ・指圧の業務と開業

イ あん摩・マッサージ・指圧と医療・福祉制度

ウ 諸外国における徒手による施術

(2) 高齢社会の現状と課題

ア 高齢社会の現状と課題への対応 イ 高齢者介護と社会保障制度

(3) あん摩・マッサージ・指圧と経営

ア 経営の一般 イ 施術所の開設準備と諸制度

ウ 経営の管理と運営 エ 経営の展開と実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては、諸外国における徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し、保健理療の発展の可能性を考察できるようにすること。

と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法の概要も含めて扱うこと。

エ 内容の(6)のウについては、特に、片麻痺患者の維持期リハビリテーションの概要について扱うこと。

オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

[地域保健理療と保健理療経営]

1 目標

現代社会におけるあん摩・マッサージ・指圧の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、保健理療経営の実際的な知識を習得させる。

2 内容

(1) 保健理療と社会

ア あん摩・マッサージ・指圧の業務と開業

イ あん摩・マッサージ・指圧と医療・福祉制度

ウ 諸外国における徒手による施術

(2) 高齢社会の現状と課題

ア 高齢社会の現状と課題への対応 イ 高齢者介護と社会保障制度

(3) あん摩・マッサージ・指圧と経営

ア 経営の一般 イ 施術所の設置と運営

ウ 経営の管理と経営分析

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるよう配慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のウについては、諸外国における徒手による施術やそれに関連する制度の現状を紹介し、保健理療の発展の可能性を考察できるようにすること。

イ 内容の(3)については、経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

[保健理療基礎実習]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、
施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) あん摩・マッサージ・指圧施術への導入

ア 施術室の管理と清潔保持の実際 イ 施術上の注意

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

(3) あん摩・マッサージ・指圧応用実技実習

ア 評価と理学的検査の実際 イ 運動療法の応用

ウ 物理療法の応用

(4) あん摩・マッサージ・指圧総合実技実習

ア 総合実技の基礎 イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「生活と疾病」、「基礎保健理療」及び「臨床保健理療」との関連を重視し、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるようにすること。

イ 内容の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、消毒法の実際に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については、運動法の基本等についても扱うこと。

ウ 内容の(3)のア及びイについては、片麻痺の評価、機能回復訓練の基本を

イ 内容の(3)については、経営の実際の基本的な事項を扱うこと。

[保健理療基礎実習]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に関する実際的な知識と基礎的な技術を習得させ、
施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) あん摩・マッサージ・指圧施術への導入

ア 施術室の管理と清潔保持の実際 イ 施術上の注意

(2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

イ マッサージの基本手技と身体各部の施術

ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術

(3) あん摩・マッサージ・指圧応用実技実習

ア 評価と理学的検査の実際 イ 運動療法の応用

ウ 物理療法の応用

(4) あん摩・マッサージ・指圧総合実技実習

ア 総合実技の基礎 イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「生活と疾病」、「基礎保健理療」及び「臨床保健理療」との関連を重視し、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるようにすること。

イ 内容の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、消毒法の実際に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については、運動法の基本等についても扱うこと。

ウ 内容の(3)のア及びイについては、片麻痺の評価、機能回復訓練の基本を

含めて扱うこと。

エ 内容の(4)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床保健理療」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

[保健理療臨床実習]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う実践的能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 校内実習

ア 施術者と施術対象 イ 施術の実際 ウ カルテの記載と管理
エ 症例検討 オ 模擬患者との面接実習

(2) 校外実習

ア 校外実習の目的 イ 校外実習の実際 ウ 経営の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法などあん摩・マッサージ・指圧従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。また、模擬患者との面接実習については、患者の立場に立った施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くように配慮すること。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、実際に理解できるように指導すること。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

エ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

を含めて扱うこと。

エ 内容の(4)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床保健理療」の内容の(4)及び(5)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を扱うこと。

[保健理療臨床実習]

1 目標

あん摩・マッサージ・指圧に関する知識と技術を総合的に習得させ、施術を適切かつ効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 校内実習

ア 施術者と施術対象 イ 施術の実際
ウ 資料の整理と症例検討

(2) 校外実習

ア 校外実習の目的 イ 校外実習の実際 ウ 経営の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、技術的な側面のみならず、あん摩・マッサージ・指圧従事者としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、実際に理解できるように指導すること。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

エ 内容の(2)については、あん摩・マッサージ・指圧の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。

イ 内容の(2)のイについては、多様なあん摩・マッサージ・指圧関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実際的な基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施設見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

[保健理療情報活用]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、保健理療の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報機器と情報の活用

ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野
ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 保健理療と情報機器の活用

ア 保健理療における情報機器活用の目的と意義
イ 個人情報管理 ウ 保健理療の現場における情報システム

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 保健理療に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、保健理療の

ア 内容の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。

イ 内容の(2)のイについては、多様なあん摩・マッサージ・指圧関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実際的な基礎的知識が養われるように、臨床経験の豊富な人の話や施設見学、模擬経営実習などを通して、具体的に指導すること。

[保健理療情報処理]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、保健理療の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報社会とコンピュータ

ア 生活と情報処理 イ コンピュータの利用分野
ウ 情報の価値とモラル

(2) コンピュータによる情報処理

ア コンピュータの仕組み イ コンピュータの活用
ウ 情報通信ネットワーク

(3) 保健理療とコンピュータの活用

ア 保健理療におけるコンピュータ利用の目的と意義
イ 保健理療援助の支援システム
ウ 保健理療管理業務の支援システム エ 地域保健医療情報システム
オ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留

分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の保健医療に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析、発信について体験的に扱うこと。また、ネット犯罪など利用上のリスクについても触れること。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、保健医療の現場における情報の意義や役割、コンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、保健医療の現場における個人情報管理の実態と重要性について扱うこと。ウについては、保健医療援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

[課題研究]

1 目標

保健医療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

意すること。

イ 内容の(1)及び(2)については、保健医療に関する題材やデータを用いることなどにより、保健医療の分野との関連を考慮した指導を行うよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、著作権やプライバシーの保護、情報発信者の責任など情報モラルの重要性について理解させること。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

ウ 内容の(3)のイについては、保健医療援助を適切に行うための情報システムの活用について具体的に扱うこと。ウ及びエについては、保健医療管理業務及び地域保健医療を支援する情報システムの活用状況について理解させること。

[課題研究]

1 目標

保健医療に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。
- (3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (4) 臨床実習の指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (3) 地域やあん摩・マッサージ・指圧に関する施術所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)及び(2)の中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)及び(2)にまたがる課題を設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな技術習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。
- (3) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (4) 臨床実習の指導に当たっては、あん摩・マッサージ・指圧施術の対象となる代表的な症状や疾患について確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」については、対象となる人々の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (3) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第4款 理療

第1 目標

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[医療と社会]

1 目標

医学、医療及び理療の歴史、医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに、理療従事者の倫理について理解させ、施術者として必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 医学、医療及び理療の歴史

- ア 西洋における医学、医療
- イ 日本、中国、韓国等における医学、医療

(2) 医療制度の現状と課題

- ア 医学の分野 イ 医療と社会 ウ 医療従事者
- エ 医療機関 オ 医療行政

(3) 理療の現状と課題

- ア 現代の東洋医学 イ 理療の概念 ウ 諸外国の理療
- エ 理療の課題

(4) 理療従事者の倫理

3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第5款 理療

第1 目標

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、理療の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[医療と社会]

1 目標

医学、医療及び理療の歴史、医療制度と関係法規に関する基礎的な知識を習得させるとともに、理療従事者の倫理について理解させ、施術者として必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 医学、医療及び理療の歴史

- ア 西洋における医学、医療 イ 日本、中国等における医学、医療

(2) 医療制度の現状と課題

- ア 医学の分野 イ 医療と社会 ウ 医療従事者
- エ 医療機関 オ 医療行政

(3) 理療の現状と課題

- ア 現代の東洋医学 イ 理療の概念 ウ 理療の課題

(4) 理療従事者の倫理

ア 医療と倫理 イ 理療と倫理

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

ア 法令の沿革 イ 法令の主な内容

(6) 関係法規の概要

ア 医事関係法規 イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、理療の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう、理療以外の他の医学の歴史や現状、諸外国における理療の現状などを踏まえて取り扱うこと。

イ 内容の(3)及び(4)については、「地域理療と理療経営」との関連を考慮して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、基礎医学、臨床医学等について、身近な事例を取り上げながら、現代の医療制度の現状とその当面する課題を具体的に理解できるようにすること。

イ 内容の(3)のアについては、湯液、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧等の現代における意義と役割を扱うこと。特に、代替医療が注目されていることと理療の果たす役割についても理解できるようにすること。

ウ 内容の(3)のウについては、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧のアジアを中心とした諸外国における現状も取り扱い、日本における理療の役割について理解を促すよう具体的に指導すること。

エ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する観点から、理療従事者の心構え、倫理観、患者の権利や守秘義務等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

オ 内容の(6)のアについては、「医療法」、「医師法」等の概要を、イについては、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「介護保険法」等の概要を扱うこと。

[人体の構造と機能]

ア 医療と倫理 イ 理療と倫理

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

ア 法令の沿革 イ 法令の主な内容

(6) 関係法規の概要

ア 医事関係法規 イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、理療の医療における位置付けについて、十分理解を促すよう取り扱うこと。

イ 内容の(3)及び(4)については、「地域理療と理療経営」との関連を考慮して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、基礎医学、臨床医学等について、身近な事例を取り上げながら、現代の医療制度の現状とその当面する課題を具体的に理解できるようにすること。

イ 内容の(3)のアについては、湯液、鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧等の現代における意義と役割を扱うこと。

ウ 内容の(4)については、国民の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する観点から、理療従事者の心構え等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

エ 内容の(6)のアについては、医療法、医師法等の概要を扱うこと。

[人体の構造と機能]

1 目標

理療に必要な人体諸器官の形態と構造及び機能を相互に関連付けて理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 解剖学の基礎

ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系
オ 人体の発生

(2) 人体の系統別構造及び生体の観察

ア 運動器系 イ 消化器系 ウ 呼吸器系
エ 泌尿・生殖器系 オ 内分泌系 カ 循環器系
キ 神経系 ク 感覚器系 ケ 主な部位の局所解剖

(3) 生理学の基礎

ア 生理機能の概要 イ 生体の物理化学的基礎
ウ 細胞の興奮性

(4) 人体の機能

ア 筋肉の働き イ 循環と呼吸 ウ 消化と吸収 エ 排泄^{せつ}
オ 代謝と体温 カ 内分泌 キ 生殖と成長
ク 神経の働き ケ 感覚

(5) 生体機能の協調

ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように実験・実習を取り入れるようにすること。

イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるよう配慮すること。

ウ 内容の(5)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

1 目標

人体諸器官の形態と構造及び機能について理解させ、これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 解剖学の基礎

ア 人体の構成 イ 細胞 ウ 組織 エ 器官と器官系
オ 人体の発生

(2) 人体の系統別構造及び生体の観察

ア 運動器系 イ 消化器系 ウ 呼吸器系
エ 泌尿・生殖器系 オ 内分泌系 カ 循環器系
キ 神経系 ク 感覚器系 ケ 主な部位の局所解剖

(3) 生理学の基礎

ア 生理機能の概要 イ 生体の物理化学的基礎
ウ 細胞の興奮性

(4) 人体の機能

ア 筋肉の働き イ 循環と呼吸 ウ 消化と吸収 エ 排泄^{せつ}
オ 代謝と体温 カ 内分泌 キ 生殖と成長
ク 神経の働き ケ 感覚

(5) 生体機能の協調

ア 身体の運動 イ 全身的協調 ウ 生体の防御機構

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、人体についての理解が、知識に偏ることがないように実験・実習を取り入れるようにすること。

イ 内容の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるよう配慮すること。

ウ 内容の(5)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、理療施術と関連の深いア、カ及びキに重点を置いて扱うこと。ケについては、理療施術と関連の深い部位を中心に指導すること。特に、リスク管理の上で必要な部位に重点を置いて扱うこと。

[疾病の成り立ちと予防]

1 目標

健康の保持増進，疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ，これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ア 衛生学・公衆衛生学の意義 イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念 イ 健康の管理 ウ 食生活と健康

(3) 生活環境と公害

ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
エ 公害

(4) 産業衛生，精神衛生及び母子衛生

ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生

(5) 生活習慣病

ア 生活習慣病の概念 イ 生活習慣病の発生要因
ウ 生活習慣病の予防対策

(6) 感染症対策

ア 感染症の概念 イ 感染症の発生要因 ウ 感染症の予防対策

(7) 消毒

ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用

(8) 疫学

ア 疫学の意義 イ 疫学の現状

(9) 衛生統計

ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計

ア 内容の(2)については、理療施術と関連の深いア、カ及びキに重点を置いて扱うこと。ケについては、理療施術と関連の深い部位を中心に指導すること。特に、リスク管理の上で必要な部位に重点を置いて扱うこと。

[疾病の成り立ちと予防]

1 目標

健康の保持，疾病の成り立ちと予防に関する基礎的な知識を習得させ，これを施術に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 衛生学・公衆衛生学の概要

ア 衛生学・公衆衛生学の意義 イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

(2) 健康の保持増進と生活

ア 健康の概念 イ 健康の管理 ウ 食生活と健康

(3) 生活環境と公害

ア 環境と健康 イ 地域の環境衛生 ウ 衣服と住居
エ 公害

(4) 産業衛生，精神衛生及び母子衛生

ア 産業衛生 イ 精神衛生 ウ 母子衛生

(5) 生活習慣病及び感染症対策

ア 生活習慣病対策 イ 感染症対策

(6) 消毒

ア 消毒法の一般 イ 消毒の種類と方法 ウ 消毒法の応用

(7) 疫学

ア 疫学の意義 イ 疫学の現状

(8) 衛生統計

ア 衛生統計の一般 イ 主な衛生統計

(10) 疾病の一般

ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状

エ 疾病の経過, 予後及び転帰

(11) 疾病の原因

ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化

(12) 各病変の概要

ア 循環障害 イ 退行性病変 ウ 進行性病変 エ 炎症

オ 腫瘍^{しゅよう} カ 免疫の異常とアレルギー

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(7)については、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。

イ 内容の(5)及び(6)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。また、生活習慣病や感染症に関する最新の情報も扱うこと。

ウ 内容の(6)のウについては、免疫学についても扱うこと。

エ 内容の(10)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

[生活と疾病]

1 目標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 診察法

ア 診断の意義 イ 診察法の基礎 ウ 検査法

(9) 疾病の一般

ア 疾病の概念 イ 疾病の分類 ウ 疾病と症状

エ 疾病の経過, 予後及び転帰

(10) 疾病の原因

ア 病因の意義 イ 病因の分類 ウ 加齢と老化

(11) 各病変の概要

ア 循環障害 イ 退行性病変 ウ 進行性病変 エ 炎症

オ 腫瘍^{しゅよう} カ 免疫の異常とアレルギー

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(6)については、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、特に、生活習慣病と関連付けて扱うこと。

イ 内容の(5)については、代表的な疾患を取り上げ、その発生に関する危険因子からの回避に重点を置いて扱うこと。また、生活習慣病や感染症に関する最新の情報も扱うこと。

ウ 内容の(9)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

[生活と疾病]

1 目標

臨床医学やリハビリテーションに関する基礎的な知識を習得させるとともに、疾病と日常生活とのかかわりを理解させ、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 診察法

ア 診断の意義 イ 診察法の基礎 ウ 検査法

(2) 主な症状の診察法

- ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸^{けい}肩腕痛
オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝^{しつ}痛 ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労 コ その他の症状

(3) 治療法

- ア 治療法の基礎 イ 治療法の実際

(4) 臨床心理

- ア 臨床心理の一般 イ 心理療法の概要

(5) 系統別疾患

- ア 運動器疾患 イ 神経系疾患 ウ 呼吸器疾患
エ 血液・循環器疾患 オ 消化器疾患
カ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症 キ 泌尿・生殖器疾患
ク 感染症 ケ その他の疾患

(6) リハビリテーションの一般

- ア リハビリテーションの概念と歴史
イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学
ウ 診察, 評価, 治療計画と記録 エ 運動学の基礎

(7) 主な疾患のリハビリテーション

- ア 整形外科疾患 イ 関節リウマチ ウ 片^ひ麻痺
エ 脳性麻痺 オ 脊^{せき}髄損傷

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学、リハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、理療と直接かかわりの深い事項に重点を置き、実習との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等を理解させるようにすること。

イ 内容の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断を扱い、理療施術を

(2) 主な症状の診察法

- ア 頭痛 イ 肩こり, 肩関節痛 ウ 頸^{けい}肩腕痛
エ 腰痛 オ 腰下肢痛 カ 膝^{しつ}痛 キ 高血圧と低血圧
ク その他の症状

(3) 治療法

- ア 治療法の基礎 イ 治療法の実際

(4) 臨床心理

- ア 臨床心理の一般 イ 心理療法の概要

(5) 系統別疾患

- ア 感染症 イ 消化器疾患 ウ 呼吸器疾患
エ 泌尿・生殖器疾患 オ 内分泌・代謝疾患及びビタミン欠乏症
カ 運動器疾患 キ 血液・循環器疾患 ク 神経系疾患
ケ その他の疾患

(6) リハビリテーションの一般

- ア リハビリテーションの概念と歴史
イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学
ウ 診察, 評価, 治療計画と記録 エ 運動学の基礎

(7) 主な疾患のリハビリテーション

- ア 片^ひ麻痺 イ 脳性麻痺 ウ 脊^{せき}髄損傷
エ 慢性関節リウマチ オ 整形外科疾患

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、予防医学、治療医学、リハビリテーション医学という現代医学の体系を踏まえて取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、理療と直接かかわりの深い事項に重点を置き、実習との関連を考慮して指導すること。ウについては、医学的な知識として、検査方法やデータの意味等を理解させるようにすること。

イ 内容の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断を扱い、理療施術

行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

ウ 内容の(3)のイについては、代表的な治療法と適応疾患を中心に扱うこと。

エ 内容の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状、治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、理療施術の有効性との関連を考慮し、理療と直接関わりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床理療学」と関連付けて扱うこと。

オ 内容の(6)については、チーム医療としてのリハビリテーションの過程を、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導すること。

カ 内容の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、理療と直接関わりの深いア及びウに重点を置いて扱うこと。

[基礎理療学]

1 目標

東洋医学の概念、理療施術の意義及び治効理論について理解させ、施術を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 東洋医学の基礎

ア 東洋医学の意義と特色 イ 陰陽五行論 ウ 臟腑経絡論

エ 気血、営衛、津液 オ 病因 カ 証

(2) 東洋医学の診断と治療

ア 日本の伝統医学的診断と治療 イ 現代の中医学的診断と治療

(3) 経絡と経穴

ア 臟腑経絡とその流注 イ 経穴 ウ その他の特定穴

(4) 経絡、経穴と現代医学

ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯

(5) 理療施術の概要

ア あん摩 イ マッサージ ウ 指圧 エ はり

を行うことの適否の判断に生かすことができるようにすること。

ウ 内容の(3)のイについては、代表的な治療法と適応疾患を中心に扱うこと。

エ 内容の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状、治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、理療施術の有効性との関連を考慮して扱うこと。

オ 内容の(6)については、チーム医療としてのリハビリテーションの過程を、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導すること。

[基礎理療学]

1 目標

東洋医学の概念、理療施術の意義及び治効理論について理解させ、施術を効果的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 東洋医学の基礎

ア 東洋医学の意義と特色 イ 陰陽五行論 ウ 臟腑経絡論

エ 気血、営衛、津液 オ 病因 カ 証

(2) 東洋医学の診断と治療

ア 診断 イ 治療

(3) 経絡と経穴

ア 臟腑経絡とその流注 イ 経穴 ウ その他の特定穴

(4) 経絡、経穴と現代医学

ア 経絡、経穴の現代医学的研究 イ 関連する反応点、反応帯

(5) 理療施術の概要

ア あん摩 イ マッサージ ウ 指圧 エ はり

オ きゅう カ 理療の臨床応用

(6) 理療施術の治効理論と関連学説

- ア 刺激の伝達 イ 身体組織・器官への影響
- ウ 生体反応と治効メカニズム エ 関連学説

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、理療に対する研究的な態度を培うようにすること。
- イ 内容の(1)から(4)までについては、理療施術との関連を重視して扱うこと。
- ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、理療の臨床効果という観点から指導すること。また、「人体の構造と機能」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。
- イ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床において理療施術を行うことの適否についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による施術法についても扱うこと。エについては、特殊な鍼法も扱うこと。
- ウ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

[臨床理療学]

1 目標

診察に基づいて、理療施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

オ きゅう カ 理療の臨床応用

(6) 理療施術の治効理論と関連学説

- ア 刺激の伝達 イ 身体組織・器官への影響
- ウ 生体反応と治効メカニズム エ 関連学説

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、理療に対する研究的な態度を培うようにすること。
- イ 内容の(1)から(4)までについては、理療施術との関連を重視して扱うこと。
- ウ 内容の(6)については、内容の(4)や研究の成果を総合し、理療の臨床効果という観点から指導すること。また、「人体の構造と機能」との関連を考慮して扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(2)のアについては、切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。
- イ 内容の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床において理療施術を行うことの適否についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による施術法についても扱うこと。エについては、特殊な鍼法も扱うこと。
- ウ 内容の(6)のアからウまでについては、特に、運動器疾患や内臓器疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点から扱うこと。

[臨床理療学]

1 目標

診察に基づいて、理療施術の適否を判断し、施術を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 臨床理療学の基礎

ア 臨床理療学の意義と役割 イ 施術対象者の心理と施術者の対応

(2) 東洋医学における診断, 治療の原則

ア 診察 イ 施術計画 ウ 施術原則 エ 記録

(3) 健康と理療施術

ア 健康観と疾病観 イ 健康の保持増進のための理療施術
ウ 生活習慣病予防のための理療施術 エ その他の健康療法

(4) 主な症状の理療施術

ア 頭痛 イ 肩こり ウ 肩関節痛 エ 頸肩腕痛^{けいけんわん}
オ 腰痛 カ 腰下肢痛 キ 膝痛^{しつ} ク 高血圧と低血圧
ケ 筋疲労 コ その他の症状

(5) 主な疾患の理療施術

ア 筋筋膜炎, 腱鞘炎^{けんしやう} イ 捻挫^{ねんざ}, 脱臼^{きゆう}, 骨折
ウ 関節リウマチ エ 片麻痺^ひ オ 末梢神経麻痺^ひ
カ アレルギー疾患 キ 気管支喘息^{ぜん} ク 狭心症
ケ 糖尿病 コ その他の疾患

(6) 高齢者に対する理療施術

ア 高齢者の心身機能の特徴 イ 高齢者の主な症状に対する理療施術
ウ 要介護・要支援高齢者に対する理療施術

(7) スポーツ領域における理療施術

ア スポーツ障害・外傷の一般 イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
ウ 主なスポーツ障害・外傷の理療施術

(8) 産業衛生における理療施術

ア 仕事と健康 イ 事業所内理療従事者の業務と役割
ウ 主な職業起因性症状の理療施術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては, 次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。

(1) 臨床理療学の基礎

ア 臨床理療学の意義と役割 イ 施術対象者の心理と施術者の対応

(2) 東洋医学における診断, 治療の原則

ア 診察 イ 施術計画 ウ 施術原則 エ 記録

(3) 健康と理療施術

ア 健康観と疾病観 イ 健康の保持増進のための理療施術
ウ 生活習慣病予防のための理療施術 エ その他の健康療法

(4) 主な症状の理療施術

ア 頭痛 イ 肩こり, 肩関節痛 ウ 頸肩腕痛^{けいけんわん}
エ 腰痛 オ 腰下肢痛 カ 膝痛^{しつ} キ 高血圧と低血圧
ク その他の症状

(5) 主な疾患の理療施術

ア 片麻痺^ひ イ 狭心症 ウ 糖尿病 エ 慢性関節リウマチ
オ 気管支喘息^{ぜん} カ アレルギー疾患 キ 末梢神経麻痺^ひ
ク 筋筋膜炎, 腱鞘炎^{けんしやう} ケ 捻挫^{ねんざ}, 脱臼^{きゆう}, 骨折
コ その他の疾患

(6) 高齢者に対する理療施術

ア 高齢者の心身機能の特徴 イ 高齢者の主な症状に対する理療施術
ウ 要介護高齢者に対する理療施術

(7) スポーツ領域における理療施術

ア スポーツ障害・外傷の一般 イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
ウ 主なスポーツ障害・外傷の理療施術

(8) 産業衛生における理療施術

ア 仕事と健康 イ 事業所内理療従事者の業務と役割
ウ 主な職業起因性症状の理療施術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては, 次の事項に配慮するものとする。

ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。

イ 指導に当たっては、「理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。

イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。

ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて扱うこと。

エ 内容の(6)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて扱うこと。

オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

[地域理療と理療経営]

1 目標

現代社会における理療の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、理療経営の実際的な知識を習得させる。

2 内容

(1) 理療と社会

ア 理療の業務と開業 イ 理療と医療・福祉制度

ウ 諸外国における鍼灸^{しんきゅう}、徒手による施術

(2) 高齢社会の現状と課題

ア 高齢社会の現状と課題への対応 イ 高齢者介護と社会保障制度

(3) 理療と経営

ア 経営の一般 イ 施術所の開設準備と諸制度

ウ 経営の管理と運営 エ 経営の展開と実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 指導に当たっては、「理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう扱うこと。

イ 内容の(3)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて扱うこと。

ウ 内容の(4)及び(5)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて扱うこと。

エ 内容の(6)のウについては、特に、片麻痺患者の維持期リハビリテーションについて扱うこと。

オ 内容の(7)のウについては、テーピングの基本についても扱うこと。

[地域理療と理療経営]

1 目標

現代社会における理療の役割及び高齢社会における医療と福祉の在り方を理解させるとともに、理療経営の実際的な知識を習得させる。

2 内容

(1) 理療と社会

ア 理療の業務と開業 イ 理療と医療・福祉制度

ウ 諸外国における鍼灸^{しんきゅう}、徒手による施術

(2) 高齢社会の現状と課題

ア 高齢社会の現状と課題への対応 イ 高齢者介護と社会保障制度

(3) 理療と経営

ア 経営の一般 イ 施術所の設置と運営

ウ 経営の管理と経営分析

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。